

2009年労使協議内容シリーズ(1)

組合側統一要求内容の一部が法人側提案「就業規則等の一部改正(案)」に反映される

1月28日より年明けの労使協議が始まりました。今回の労使協議では組合が求めている統一要求内容と法人から提案されている就業規則の一部改正が議論されます。その協議内容のポイントをシリーズでお届けします。

人事院勧告に従い、組合が労働時間を「7時間45分」へと短縮するよう求めていた項目については、法人から提案された「就業規則一部改正」に含まれており双方の意見が合致しました。平成21年度より施行されます。

これに関連して「半日休暇」と「勤務時間の特例」の2項目が、合理性および終業時刻変更(5時30分→5時15分)の観点から、平成20年度をもって廃止される提案が法人から出されましたが、組合からこれらの項目がまだ有用で機能的に運用されうる理由を説明しました。現在法人側で再検討が進められています。詳細は本件の議論が進んだ後に報告します。

1日あたりの労働時間が15分短縮することは、時間給の1時間単価及び超過勤務単価が上昇する事を意味しています。このため組合からは一律5%の時間給引き上げを求めていました。それに対して法人からは、3年を越える短時間勤務非常勤職員に対応する時間給与の体系に一段階上位単価を設ける提案がなされました。具体的には現行の最上位1,200円/時間の上に1,250円/時間が設定されます。組合はこれを承諾しました。

最後に、組合が異議なく了解した変更事項として、昇給及び勤勉評価実施要領の評価期間の国家公務員制度への準拠があります。昇給の評価期間を「10月始～9月終の1年間」、勤勉手当の評価期間を「6月期(10～3月)・12月期(4～9月)」へと緩やかにシフトさせて実態と対応させる提案が法人よりなされ、これを了解しました。昇給については平成21年分から、勤勉については平成22年1月分より経過措置を取りながら施行されます。